

(案)

収獲調査委託契約書

委託者 分任支出負担行為担当官 三陸中部森林管理署長 と受託者
とは、本契約書及び令和8年3月31日付けで交付した収獲調査委託契約約款に
よって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	三陸中部森林管理署 収獲調査業務委託（高田・世田米担当区）
案件内容・仕様	別紙1のとおり
契約金額 (税込み)	金 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
納入期限	令和 9年 1月29日
納入期間	令和 年 月 日 ～ 令和 9年 1月29日
納入場所・履行場所	赤坂西風山国有林22い2林小班外
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し委託者と受託者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証とする。

令和 年 月 日

委託者 分任支出負担行為担当官
三陸中部森林管理署長

受託者

契約条項

第1条 本契約の事業量については別紙1のとおりである。

第2条 別紙2について順守すること。

調査内訳書

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
高田	国有林	22い2	2.07	154	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
高田	国有林	22ろ2	1.80	206	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	22い2を襲用
高田	国有林	22ろ3	2.15	115	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
高田	国有林	22ろ4	2.50	250	定間(簡標)	30	標準地(襲用)	22る1を襲用
高田	国有林	22ろ8	1.56	29	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
高田	国有林	22ろ9	3.09	273	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	22い2を襲用
高田	国有林	22ろ10	1.65	398	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	22い2を襲用
高田	国有林	22ろ11	2.17	69	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	22い2を襲用
高田	国有林	22へ1	9.63	758	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
高田	国有林	22ぬ1	8.31	692	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	22へ1を襲用
高田	国有林	22る1	0.35	94	定間(簡標)	30	標準地(簡標)	
高田	国有林	22る3	0.80	92	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
高田	国有林	22る4	2.67	92	定間(簡標)	30	標準地(簡標)	
高田	国有林	22る5	0.48	15	定間(簡標)	30	標準地(襲用)	22る7を襲用
高田	国有林	22る6	1.45	158	定間(簡標)	30	標準地(襲用)	22る7を襲用
高田	国有林	22る7	0.35	18	定間(簡標)	30	標準地(簡標)	
高田	国有林	22わ11	5.71	138	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	22ろ8を襲用
高田	国有林	22わ12	1.08	156	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
高田	国有林	22か5	0.37	79	定間(簡標)	30	標準地(簡標)	
世田米	国有林	25い2	1.01	61	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
世田米	国有林	25い3	1.80	159	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
世田米	国有林	25い11	2.82	282	定間(簡標)	30	標準地(簡標)	
世田米	国有林	25い12	2.95	225	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	25い3を襲用
世田米	国有林	25い13	8.37	494	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
世田米	国有林	25い23	3.29	157	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	アカマツ:25い3を襲用
世田米	国有林	25い24	1.58	126	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	25い3を襲用

世田米	国有林	30ろ21	1.84	345	皆伐	100	標準地(簡標)	
世田米	国有林	30〜13	1.20	82	皆伐	100	標準地(簡標)	
高田	分収造林	53ち	1.58	395	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書期限：令和8年8月31日 (官：民=3：7)
高田	分収造林	58ろ2	4.07	2,600	皆伐	100	標準地(簡標)	(官：民=3：7)
世田米	分収造林	73ろ5	3.30	375	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	(官：民=3：7)
合計			82.00	9,087				

特約事項（収獲調査委託）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、収獲調査委託契約約款第 11 条により対応する。